指名停止に関する報告書

年 月 日

長崎県知事 様

所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名

当社は、下記のとおり指名停止を受けましたので報告します。なお、指名停止の内容は別添のとおりです。

記

指名停止機関名

指名停止期間 年 月 日 ~ 年 月 日

- (注) 1 この報告書は、指名停止機関(国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。)又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。)に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に長崎県に提出すること。
 - 2 指名停止機関から通知された指名停止文書の写しを添付すること。